

## 森林作業員雇用先移動申出書

平成 年 月 日

(一社)北海道造林協会 会長 様

(北海道森林整備担い手支援センター)

森林作業員就業条件整備事業に係る次の森林作業員は、雇用される事業主が変わったので申出ます。

最初に雇用した事業主 (A) \_\_\_\_\_ ㊟

引き継いで雇用する事業主 (B) \_\_\_\_\_ ㊟

森林作業員名	最初に雇用した事業主 (A)		引き継いで雇用する事業主 (B)	
	雇用期間 (月日～月日)	掛金納付 日数(日)	雇用予定期間 (月日～月日)	掛金納付予 定日数(日)

※・本書は作業員を最初に雇用した事業主が作成し、引き継ぐ事業主に送付してください。

- ・引き継いで雇用する事業主は、雇用計画書（別記様式第4号）と本書を添えて北海道森林整備担い手支援センターへ送付してください。

## 注 記

- 1 移動が決まったときは、速やかに申出書を提出して下さい。
- 2 掛金の取り扱いについて
  - (1) A事業体で納めた掛け金は、B事業体で納める掛け金に加算し、奨励金の支給対象となります。
  - (2) B事業体に移動した作業員が途中で退職し、奨励金支給対象にならなかった場合は、A事業体で納めた掛け金(日数×80円)はA事業体へ返還します。また、B事業体でおさめた掛け金(日数×160円)とA事業体で就労していた作業員分(日数×80円)はB事業体へ一括返金しますので、事業主分、作業員分とで精算してください。
- 3 奨励金支給等について  
B事業体に作業員の奨励金を支給しますので作業員に渡して下さい。